

本論文は

# 世界経済評論 2020年1/2月号

(2020年1月発行)

掲載の記事です



## 世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込 17%  
送料無料  
OFF



富士山マガジンサービス限定特典 ※通巻682号以降  
定期購読期間中 デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読

24時間・年中無休  
☎0120-223-223

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp  
雑誌のオンライン書店

アメリカ合衆国憲法の原典は、昼間は国立公文書館の特別ロタンダに湿度調整機付きの防弾ガラスケースに入れて展示され、夜になると下の耐爆貯蔵室に入れられる――と、憲法批判者ダニエル・ラザー (Daniel Lazare) は“People or Parchment?”で書く。この論考には副題に「米国建国時の文書はなぜ依然として神聖と見なされるのか」とある。とすれば parchment には「聖典」という意味を含める。一方、people は憲法の前書きに「合衆国の人民は、より完璧な統一体を形成すべく、正義を樹立し」云々とあることに触れている。

#### 「例外的に賢明な人たち」

ほくがアメリカでは一般に憲法を神聖視していると知ったのは、いつだったのか。ニクソン大統領が「国防省報告書 (Pentagon Papers)」公開を事前抑制しようとした時に、最高裁が「それは違憲」と判決、それを新聞が第一面にドカドカ扱った時だったとすれば、随分前だ。もしジェットロで働いていた頃、銃砲保持に関わる「憲法修正第2条」の最高裁判決を報告した時だとすれば、ほぼ十年前になる。

アメリカ国民は「建国の父たち (Founding Fathers)」の前に「礼拝する (genueflect)」傾向があるとラザーは言う。Yale 大学政治学者ロバート・ダール (Robert Dahl) は、著書“*How Democratic Is the American Constitution?*”で、アメリカ人の多くが自国憲法は現行憲法の中で一番古いから重視すべきだと考えるのは、なによりもまず憲法作成者が「例外的に賢明な人たち」だったと考えることであろうと指摘した。

ただ、ダールは憲法作成者は、普通考えられるように「建国の父たち」7名ではなく、1787年フィラデルフィアの「憲法起草会議 (Constitu-

tional Convention)」に集まった13州の代表だったと言い添える。しかもロード・アイランドは出席を拒絶、ニュー・ハンプシャーの代表は会議に間に合わなかった。

Harper's 誌が今月号 (2019年10月) で「憲法は必要か? 危機に直面する憲法」という特別座談会を掲載している。そこで、座長役のローサ・ブルックス (Rosa Brooks) は、冒頭、「私は憲法のコースでは、まず、アメリカ合衆国は世界でも作成以来機能する一番古い憲法を持つ。これをどう思うか」と学生に尋ねることにしているが、アメリカ人学生が自己満足 (smug) 顔なのに対し、外国生まれの学生は不可解な表情をすると述べる。

ブルックスはジョージタウン大学の法学教授だが、ついで他の五名の座談参加者 (四名は法学教授、もう一人の Donna Edwards は2008年~2017年の下院議員) に対し、「合衆国は独自の政体を持つためと称して凄惨な独立戦争をし、終わると、各世代は新しい政体を作る権利があると確信をもって憲法を作った。ところが、何年も経つと、この一片の紙を神から付与されたもののように敬い、神聖なものとして扱う硬直した文化を生み出した。これは何故だろうか」と問う。

確かに、1789年3月27日、トーマス・ジェファソンはジェイムズ・マディソンに手紙を書き、そこで「全ての憲法、全ての法律は人間の世代ごとと同じく19年ごとに自然に替わる。そうしなければ強制行為になる」と主張した。新生国の代表としてパリに駐在していた時だ。

もっとも、アメリカ合衆国憲法は全く当初の形のままで残っているわけではない。周知のように、憲法成立から二年目には、先に触れた修正第2条を含む「権利の章典 (Bill of Rights)」と呼ばれる10カ条を追加成立させ、南北戦争の余波と

して「奴隷制の廃止」(第13条)、「法のもとにおける平等な保護」(第14条)、「人種に基づく権利拒否」(第15条)などを作り、以来のものを含め総計27件で憲法を修正している。

しかし、その憲法そのものが、憲法を取り換えることはおろか、修正すら極めて困難にするよう定めている。一方、これを聖典扱いする態度も早く固まった。

たとえば、1872年ワシントンを訪れた岩倉使節団は、「英国ト八年ノ苦戦」のあと、議論を尽くした結果「商定セル憲法ナレハ、其良善ヲ尽シ、人心ニ入ルコト、猶天教ヲ奉戴スルカ如ク」のようであったと報じた。

### 軍隊のためか、国民のためか

ところで、修正第2条は、「正しく統制された民兵は、自由な州の安全のためには必要であり、人民が武器を保持し携帯する権利は犯されることはない」とする。これを作った時は独立戦争が終わったばかりで、そういう規定も必要だったかもしれない。

しかし、この、「神聖ニシテ侵スヘカラス」という明治憲法の表現を想起させる、いわば「中世的」規定が最初に最高裁に至ったのは、条項成立後ほぼ150年後の1939年だった。その原因がアル・カポネなどギャングの横行による大量殺人を取り締まるため特定の武器の登録を義務付けた1934年「国家火器法(National Firearms Act)」であったというのは、いかにもアメリカらしい。

とはいえ、最高裁はその判決 *United States v. Miller* で、憲法起草会議の議論に遡って民兵創設の経緯を述べ、修正第2条の明らかな目的は「民兵の継続を確保しその有効性を可能にすることである」とし、訴訟のように「国民全てにショット

ガンなどの所有を保証することではない」と結論した。同判決は、判事1名を不参加とする8対0の全会一致だった。

ちなみに、植民地時代の「民兵(militia)」は、後に「州兵(National Guard)」に再編成された。日本は、戊辰戦争の後、常備軍を設置するとともに廃刀令を出した。

### 「大量殺傷」の隆盛

ところが、2008年の最高裁判決は、1939年の判決を5対4でくつがえし、憲法修正第2条は民兵のことを言っているのではなく個々の国民の権利を保障するものとした。判決は「ワシントンDCの住民に対する拳銃(handgun)所持禁止令(1975年)は違憲」とする訴訟に対するものだった。

どうしてこんな馬鹿馬鹿しいことが現在ですら通用するのだろうか。これは憲法絶対の信奉がなければ考えられない。はじめに触れたラザーは、1997年の著書『凍結した共和国(The Frozen Republic)』で、憲法が民主主義を麻痺させている理由は「時代遅れの三権分立思想がいかに政府に積極的政策を追求できなくさせているか」を探るが、こうなると、アメリカ合衆国憲法の三権分立論を立てたモンテスキューの基盤になったとすら性悪説すら想起される。

アメリカの銃砲狂いは、憲法修正第2条を後ろ盾として、とどまる処を知らない。ここでは「大量殺傷(mass shooting)」を「一時に4人以上の人を殺すか傷つけること」と定義するが、これを書いている10月初めで、2019年9月末までの大量殺傷は総計334件、殺された人たちは385人、負傷した人たちは1342人に達する。

さとう ひろあき 翻訳家、コラムニスト在NY